

令和9年度入所分 保育所等利用調整基準

基本点数					
事由	(細目)	保育できない理由・状況	父	母	
就労（内定を含む）	就労中	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上	100	100	
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上	90	90	
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上	80	80	
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上	70	70	
		上記には該当しないが、月64時間以上	60	60	
	内定	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上	90	90	
		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上	80	80	
		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上	70	70	
		月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上	60	60	
		上記には該当しないが、月64時間以上	50	50	
妊娠・出産		出産又は出産予定月の前1か月、後2か月の期間	－	90	
保護者の疾病・障がい	疾病	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	100	100	
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	80	80	
		疾病などにより、保育に支障がある場合	60	60	
	障がい	身体障がい者手帳1・2級（聴覚障がい3級を含む）、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳マルA・Aいずれか	100	100	
		身体障がい者手帳3・4級（聴覚障がい3級を除く）、精神障がい者保健福祉手帳2級、療育手帳Bいずれか	80	80	
		身体障がい者手帳5級以下、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳Cいずれか	60	60	
	親族の介護・看護	月20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合	90	90	
		月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合	80	80	
		月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合	70	70	
		月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合	60	60	
		月64時間以上保育が困難な場合	50	50	
災害・復旧	震災、風水害、災害その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合		100	100	
就学	通信以外	月120時間以上就学している場合	80	80	
		月64時間以上就学している場合	60	60	
	通信	月64時間以上就学している場合	40	40	
	通信以外（予定）	月120時間以上就学が内定している場合	70	70	
		月64時間以上就学が内定している場合	50	50	
求職活動	求職中である場合	月64時間以上就学が内定している場合	30	30	
			20	20	
虐待・DV	市長が特に保育が必要な状態であると認める場合		*	*	
その他市長が認める場合	市長が特に保育が必要な状態であると認める場合		*	*	

- ・父の基本点数、母の基本点数、保育状況の調整点数は、必ずいずれか1つに該当させる。
- ・ひとり親(または離婚調停中かつ別居中)である場合は、保育している者の該当点数+100点とする。
- ・＊については、当該児童や世帯の状況に応じて別途判断する。

・※1の加点を受けて利用承諾となった場合、原則として1年以上、市内の認定こども園、保育所、認証保育園、認可外保育所、幼稚園、地域型保育事業所に勤務することを条件とする。

調整点数（保育状況）					
申込児童 の 保育状況 (いずれかに該当)	父母が自宅で保育している	支給認定事由が「求職活動」		0	
		支給認定事由が「妊娠・出産」、「保護者の疾病・障がい」、「親族の介護・看護」、「災害・復旧」、「就学」、「虐待・DV」、「その他市長が認める場合」		10	
		支給認定事由が「就労」で産休・育休中		36	
		支給認定事由が「就労」で産休・育休中以外		40	
	親族が保育している	65歳以上		20	
		65歳未満	市外別居		20
			市内別居	就労	16
				疾病・介護等	16
				その他	8
			同居	就労	12
				疾病・介護等	12
		その他		4	
	同伴就労をしている			40	
	親族以外に週4日以上預けている			32	
	認可外保育所を週4日以上利用している			40	
	企業内託児所等を週4日以上利用している			32	
	一時保育を利用している		週4日以上	28	
			週3日	20	
	幼稚園・認定こども園（教育）を利用している		同一施設で保育を希望		60
			別施設で保育を希望		40
保育所等で保育を利用している場合		きょうだいが利用している保育所等に転所の申込をする場合		60	
		市内の保育所等への入所を希望したが、入所不承諾となり入所した市外の保育所等からの転園を希望する場合		40	
		転入により市外の保育所等からの転園を希望する場合		40	
		転居、転動により、やむをえず転所の申込をする場合		28	
		上記以外の場合		20	
家庭的保育事業等を卒園し、連携施設以外の保育所等の入所を希望する場合				80	

○ 同一点数時の順位表

1	守谷市民である（転入予定者を含む）
2	基本点数が高い順
3	申込児童の世帯に保育料の滞納がないもの
4	当該保育所等の希望順位が高いもの
5	申込児童の世帯の小学生以下のこどもの人数が多いもの
6	家計の主宰者の経済的状況

基本点数			調整点数			合計点数
父親	母親	合計	保育状況	世帯状況	合計	

調整点数（世帯の状況）		
世帯の 状況 (該当する場合のみ)	両親不存在	+100
	ひとり親世帯	+100
	調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中（裁判上の離婚）かつ別居中	+20
	離婚前提別居中（調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中は除く）	+10
	生活保護受給世帯	+10
	拘禁中	+8
	家計の主宰者が倒産、失業のため求職中	+8
	やむを得ない事情により父母のいずれかが保育を行うことが出来ない（単身赴任、入院等）	+5
	保護者が、身体障がい者手帳1・2級（聴覚障がい3級を含む）、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳マルA・Aいずれかの交付を受けている場合（ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。）	+
	（該当の手帳所持 人×10点）	
	保護者が、身体障がい者手帳3・4級（聴覚障がい3級を除く）、精神障がい者保健福祉手帳2級、療育手帳Bいずれかの交付を受けている場合（ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。）	+
	（該当の手帳所持 人×8点）	
	保護者が、身体障がい者手帳5級以下、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳Cいずれかの交付を受けている場合（ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。）	+
	（該当の手帳所持 人×5点）	
	同居親族に、身体障がい者手帳4級以上、精神障がい者保健福祉手帳2級以上、療育手帳B以上いずれかの所持者がいる場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合を除く）、または要介護1以上の認定者がいる場合	+
	（該当の手帳所持 人×3点）	
	保育士（子育て支援員研修を修了した者を含む）、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師の資格を有した父母が市内の認定こども園、保育所、認証保育園、認可外保育所、幼稚園、地域型保育事業所で勤務（内定を含む）し、保育を行う場合	+80※1
	すでにきょうだいが入所している保育所等の入所希望をする場合（ただし、保育状況の調整点数が、①「幼稚園・認定こども園（教育）」を利用している場合で「同一施設で保育を希望」で採点している場合、②「保育所等で保育を利用している」場合で「きょうだいが利用している保育所等に転所の申込をする」場合は、採点は行わない。）	+15
	未就学児童の人数	+
	（申込児童以外の児童数 人×4点）	
	市外に居住している場合（転入予定を除く） （ただし、保育士（子育て支援員研修を修了した者を含む）、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師の資格を有した父母が市内の認定こども園、保育所、認証保育園、認可外保育所、幼稚園、地域型保育事業所で勤務（内定を含む）し、保育を行う場合は採点は行わない。）	△150
	申込児童の世帯に過去5年間のうち3か月分以上の保育料の滞納がある場合	△50
	きょうだいに幼稚園、保育所等の利用又は利用申込のない未就学児童がいる場合（当該児童が介護・看護の対象児童である場合を除く）	△10
	入所希望日が4月～9月の世帯	+1
	市長が特に必要と認める場合	*